医療費助成制度の適用を受けている者の届出について

≪ 医療費助成制度とは・・・ ≫

医療費助成制度の対象者が、医療機関を受診したときに窓口で支払う自己負担額の一部または全額を、県や市区町村が条例等に基づいて公費で助成する制度です。

≪ 共済組合への届出が必要なのは・・・ ≫

共済組合では、組合員と被扶養者にかかる医療費の自己負担額(窓口支払額)に応じて、高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金(以下、附加金等という。)を支給しています。この附加金等と医療費助成の重複支給を防ぐために、届出により医療費助成制度の適用の有無、医療費助成後の自己負担額を確認し、附加金等の適正給付を行います。

1. 届出の対象者

組合員及び被扶養者のうち、届出対象となる医療費助成を受けている者、または医療費助成を受けなくなった者。

2. 届出対象となる医療費助成制度

鳥取県(窓口は市町村)以外の県や市区町村が実施する医療費助成制度。

- * 鳥取県が実施する、小児・ひとり親家庭・重度心身障がい者・精神障がい者・特定疾病の医療費助成制度に該当する場合は、届出の必要はありません。
- * 鳥取県内の市町村が、独自に行っている医療費助成を受けている場合は、届出が必要です。

3. 医療費助成制度の適用を受けている場合の手続き

「公費医療費助成制度 該当・非該当 届」を提出してください。

添付書類・・・市町村が交付する受給資格証の写し。

* 附加金等の支給を停止します。届出が遅れたことにより、支給した附加金等を返還していただくことがありますのでご注意ください。

4. 医療費助成制度の適用を受けなくなった場合の手続き

「公費医療費助成制度 該当・非該当 届」を提出してください。

添付書類・・・・非該当になったことが確認できる書類(市町村から交付される通知文書等)の写し。

* 附加金等の支給停止を解除します。届出があるまでは、附加金等が支給されませんのでご注意ください。

5. 提出方法

所属所の共済事務担当課、または共済組合保険課へ送付等により提出してください。

6. 個人情報について

届出いただいた個人情報は、共済組合が支給する附加金等と医療費助成制度との重複支給を防止し、附加金等の適正給付を行うために使用します。